

## 「再生可能エネルギー資源等の賦存量等の調査についての統一的なガイドライン」骨子(案)

## — 目次構成 —

**1. ガイドラインの基本的事項**

- 1.1 目的
- 1.2 対象者
- 1.3 特徴・位置づけ

**2. 「緑の分権改革」とは****3. 再生可能エネルギー資源等の活用による地域活性化****3.0 総論**

- (1) 地域課題を把握することの重要性
- (2) 効果が「染み込む」ような仕組みの重要性

**3.1 地域課題の把握・地域活性化方策の検討**

- (1) 解決すべき地域の課題の整理
- (2) 再生可能エネルギー資源等の活用による地域活性化シナリオの検討

**3.2 再生可能エネルギー資源等の賦存量等調査**

- (1) 地域の課題を踏まえた賦存量等調査の実施
- (2) ガイドライン提供データの活用
- (3) 技術的・経済的制約要因の評価
- (4) 社会的・環境的制約要因の評価
- (5) 地域住民を巻き込んで進める調査の実施

**3.3 地域のエネルギー需要に関する調査**

- (1) 地域のエネルギー需要の把握
- (2) 地域の主要なエネルギー需要施設の把握

**3.4 事業展開のための実証調査**

- (1) 適正技術の見極め
- (2) 地域エネルギー事業を支援する基礎づくり

**3.5 事業化（事業計画編）**

- (1) 適切な利用技術の見極め・評価
- (2) 需要の掘り起こし及び需要と供給のマッチング
- (3) 少なくとも3～5年先を見通した事業計画の具体化
- (4) 地域の金融機関や市民出資等も含めた資金調達計画の立案

**3.6 事業化（組織づくり編）**

- (1) 地域主体の事業を担う「芽」や「核」づくり
- (2) 事業継続性を担保する行政による支援

### 3.7 事業化（経済性検証編）

- (1) キャッシュフロー分析による事業採算性の検証
- (2) 産業連関分析による地域経済への波及効果・雇用創出効果の検証

### 3.8 事業化（地域活性化編）

- (1) 再生可能エネルギー資源等以外の地域資源との連携した事業展開
- (2) 地域内外の多様な意見の活用

## 4. データ編（再生可能エネルギー資源等の賦存量等に関するデータ、推計手法の詳細等）

## 1. ガイドラインの基本的事項

### 1.1 目的

- 各地域が「主体的」かつ「継続的」に再生可能エネルギー資源等の活用による地域活性化に取り組むためのポイントを示す。
- 再生可能エネルギー資源等の賦存量等に関するデータを提供することで、再生可能エネルギー資源等の活用による地域活性化に取り組む地域でのデータ整備の基準を示すとともに、各地域の賦存量等の把握に資するような条件整備を行う。

### 1.2 対象者

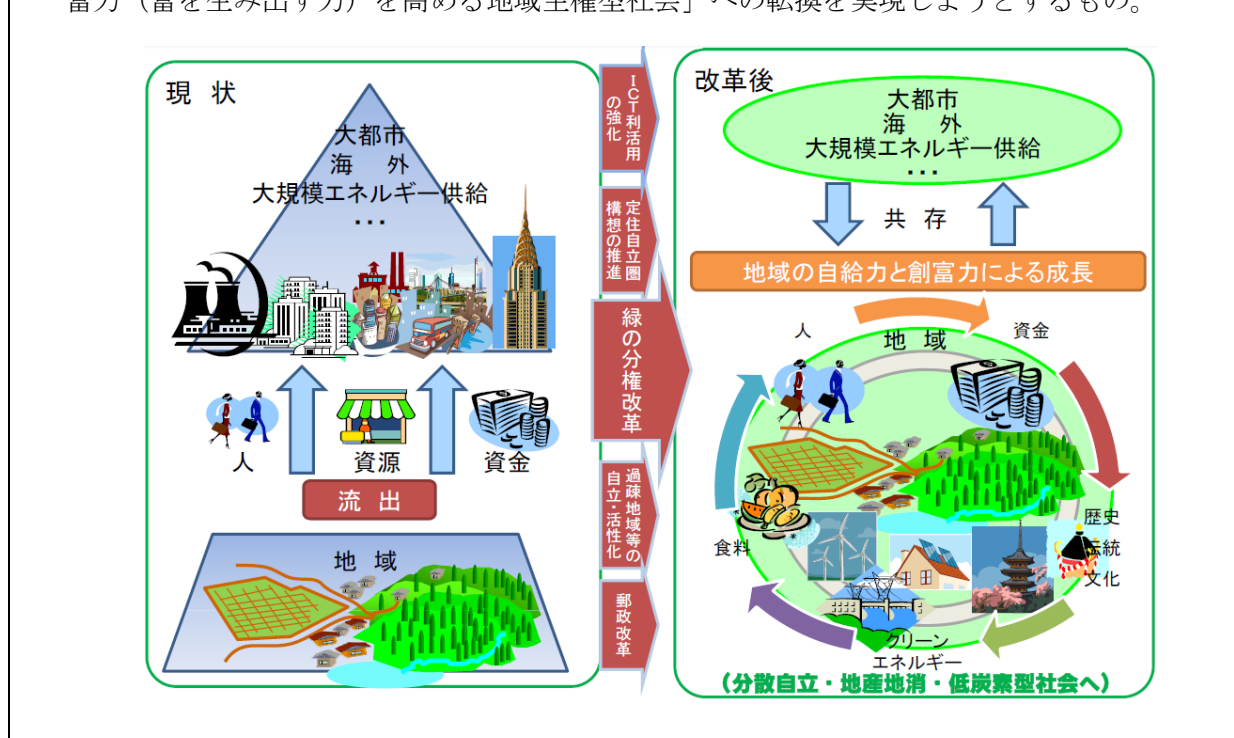
- 再生可能エネルギー資源等の活用による地域活性化に取り組む行政の実務担当者
- 事業主体または関係者として関わるのが想定される住民、事業者、団体、有識者等

### 1.3 特徴・位置づけ

- 本ガイドラインは、再生可能エネルギー資源等を活用した事業に各地域が取り組み、それによる利益を地域が得ることができるような取組を支援するものである。したがって、技術開発や経済合理性を目的とした単一事業の事業化支援を指向するものでなく、地域事情（資本、人的資源、エネルギー需要等）に応じた適正技術の選択や地域活性化に繋がることを期待する。
- ただし、本ガイドラインに示す考え方や賦存量等に関するデータは、再生可能エネルギー資源等を活用した事業に取り組む事業主体やその関係者に利用を強いるものではなく、あくまでも各地域の取組の参考となる考え方や事例集として位置づけられるものである。

## 2. 「緑の分権改革」とは

- 「緑の分権改革」とは、それぞれの地域が、森・里・海とそれにはぐくまれるきれいな水などの豊かな資源とそれにより生み出される食料やエネルギー、あるいは歴史文化資産の価値等を把握し、最大限活用する仕組みを創り上げていくことによって、地域の活性化、「絆」の再生を図り、「地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造」から、「地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める地域主権型社会」への転換を実現しようとするもの。



### 3. 再生可能エネルギー資源等の活用による地域活性化

#### 3.0 総論

##### (1) 地域課題を把握することの重要性

- 「緑の分権改革」の考え方に照らせば、地域資源としての再生可能エネルギー資源等を事業化の動機と捉えるだけでなく、富を生み出し、地域の課題を解決するための手段と捉えることも重要である。
- そのため、再生可能エネルギー資源等の活用を検討する前提として、再生可能エネルギー資源等の活用による解決が望まれる地域固有の課題を把握する必要がある。

##### (2) 効果が「染み込む」ような仕組みの重要性

- 事業の効果が一次的・限定的な投資効果に止まらず、地域の産業連関構造や資金循環構造を経て、できる限り当該地域に広範に波及するような仕組みを持つことが重要である。言い換えれば、事業をきっかけとした投資等による効果が地域の表面を流れ地域外に流出するのではなく、そのまま地域内に染み込んでいくようなイメージである。

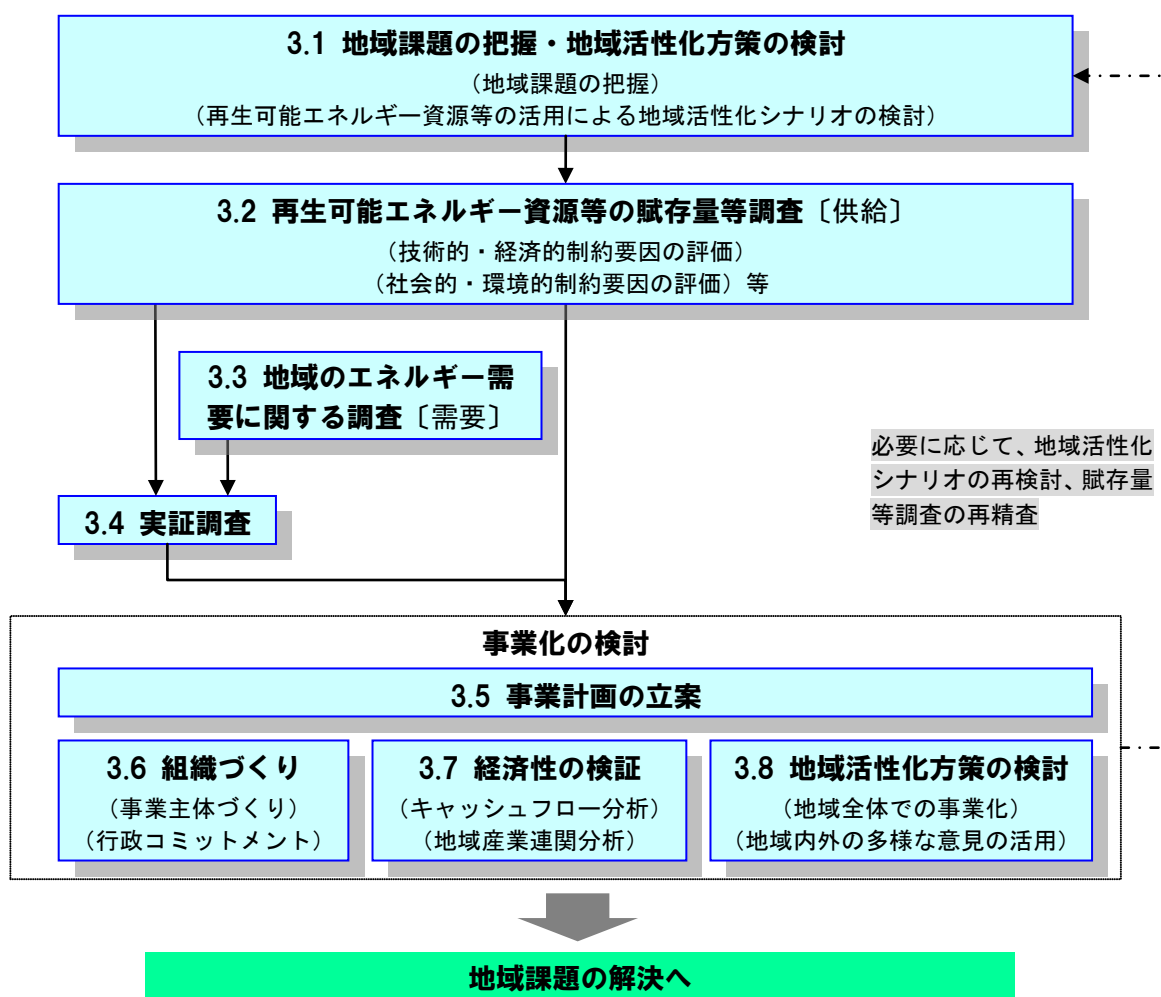


図1 再生可能エネルギー資源等の活用事業の事業化の流れ

### 3.1 地域課題の把握・地域活性化方策の検討

- 3.0(1)のとおり、地域の課題を把握した後、本ガイドラインで併せて配付する賦存量等データを参考にするなどして、地域活性化に繋がる具体的な再生可能エネルギー資源等の活用シナリオ（事業構想）を検討する。

### 3.2 再生可能エネルギー資源等の賦存量等調査

- 再生可能エネルギー資源等の賦存量等調査は、地域で構想される再生可能エネルギー資源等を活用した事業の内容を検討するための必要な手続の1つとして、できる限り効果的・効率的に行うことが重要である。
- 本ガイドラインでは全国を対象に整備した地域ごとの再生可能エネルギー資源等の賦存量等データを配付しているため、再生可能エネルギー資源等を活用した事業に取り組む団体においては、推計作業に伴う労力とコストを低減する観点から、本配付データの活用を検討することが望ましい。
- 再生可能エネルギー資源等の利用可能量を適切に見積もるためには、更に一定の利用制約を考慮する必要がある。すなわち、技術的・経済的制約要因、社会的・環境的制約要因の2つの要素について、地域の特性に応じて適切に評価することが重要である。
- 事業化検討の精度を確保するためには、事業展開が想定される現地の自然的条件や水利権等を含む社会的条件を詳細に把握することも必要である。配付した賦存量等データ（一定条件に基づき全国整備した推計値）が対応していないものについては、現地調査の実施が必要となるが、その際には、地域住民を巻き込んだワークショップ形式で調査や議論を進めることが有意義である。

### 3.3 地域のエネルギー需要に関する調査

- 分散自立型の事業化のためには、再生可能エネルギー資源等の賦存量等（供給量）に加えて、需要量の把握が重要である。再生可能エネルギー資源等は電力、熱、輸送用燃料のいずれかに変換して利用するため、地域エネルギー需要を量だけでなく質の面から、特に燃料種別（重油、灯油、LPG等）ごとに把握することが有意義である。

### 3.4 事業展開のための実証調査

- 地域が主体的に事業に関与することを勧奨すると、適用する技術には高い信頼性や容易なハンドリングが備わっていることが望ましい。多くの場合において、いわゆるローテク型技術がこれに当てはまるものである。
- 実証調査はその後の事業化を見据えて行われるべきであり、そのためには地域におけるステークホルダー（関係者）の継続的な参加を図る工夫が必要である。例えば、実証調査において、地域の大学を巻き込むことにより地域のシンクタンク的な役割を持つ体制の構築を図ることや、地域の幅広い主体（住民、各種団体、民間企業、金融機関、NPO等）の参加を得ることなどが考えられる。

### 3.5 事業化（事業計画編）

- 事業計画の検討に際しては、少なくとも3～5年先を見通した上で、適切な利用技術を見極め、評価するとともに、需要の掘り起こし及び需要と供給のマッチングを図るほか、地域の金融機関や市民出資等も含めた資金調達計画を立案することが重要である。

### 3.6 事業化（組織づくり編）

- 地域が主導権を持って主体的かつ継続的に事業に取り組むためには、事業を担う芽づくり（主体形成）と核づくり（キャパシティビルディング）を一体的に進めることが必要である。また、行政は事業化に係る諸手続きの円滑化を図るとともに事業の継続性に寄与できるよう、制度的・財政的支援をはじめとする事業環境の整備や、事業を地方公共団体の各種計画に位置づけるなどの形で支援体制に加わることが望ましい。

### 3.7 事業化（経済性検証編）

- 2つの経済性を検討する必要がある。第1は「採算性」であり、事業継続の最も重要な要因の1つであることから、キャッシュフロー分析を通じた黒字経営の追求が必要である。第2には、地域全体への事業効果を表す「地域経済への波及効果・雇用創出効果」にも着目することが有意義である。産業連関表を使った産業連関分析を使った推計の手法がある。

### 3.8 事業化（地域活性化編）

- 持続的に地域が活性化されるような仕組みを構築するためには、例えば、再生可能エネルギー資源等以外の地域資源（食料、歴史文化資産、人など）との連携を図るなど複合的な事業展開を図ることや、地域内外からの多様な意見の活用などが対応例として挙げられる。

**(参考情報の示し方)**

ガイドラインにおける「3. 再生可能エネルギー資源等の活用による地域活性化」は、各項ごとに、以下に例示する様式（イメージ）を用いて示すこととする。シートの内容は、「タイトル」、「基本的な考え方」、「留意事項」、「事例」で構成する。

以下に、「3.2 (2) ガイドライン提供データの活用」に関する様式例を示す。

**様式例**

<p>3.2 再生可能エネルギー資源等の賦存量等調査 (2) ガイドライン提供データの活用</p>	
タイトル	<p>3.2 再生可能エネルギー資源等の賦存量等調査 (2) ガイドライン提供データの活用</p>
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本ガイドラインで提供するデータ（別掲）は、国が保有するデータを収集・整理したものです。</li> <li>●基本的には当該データを最大限活用することが望ましいですが、追加的なもの、地域固有のものについての調査に注力することができ、効果的かつ効率的な調査をすることが可能な場合はその限りではありません。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然公園法や自然環境保全法など、再生可能エネルギー資源等を導入する上で制約となる要因についても留意が必要です。本ガイドラインでは再生可能エネルギー資源等の種類ごとに留意すべき制約要因について取りまとめるとともに、標準メッシュでの各制約要因のデータを整理しています（別掲）。</li> </ul>
事例	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>本ガイドラインで整備するデータを例示する。</p> </div>